

名護市宿泊税導入に係るパブリックコメント

令和7年12月2日（火）

名護市地域経済部観光課

1. 名護市宿泊税導入に係る検討経緯（3ページ）
2. 宿泊税とは（4ページ）
3. 名護市宿泊税導入の背景と必要性（5ページ～8ページ）
4. 名護市宿泊税制度設計（案）（9ページ）
5. 名護市宿泊税収試算（10ページ～11ページ）
6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）（12ページ～20ページ）
7. 名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）（21ページ～23ページ）

1. 名護市宿泊税導入に係る検討経緯

名護市は、令和7年度より、庁内関係部課等で構成する委員会や外部有識者で構成する懇話会にて、宿泊税の必要性、制度設計、使途などについてご意見をいただき検討してまいりました。

開催日	名称	内容
令和7年8月28日	名護市宿泊税導入検討庁内委員会（第1回）	<ul style="list-style-type: none">・自主財源導入の可否・名護市宿泊税の制度設計（案）・名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）
令和7年10月1日	名護市宿泊税導入検討懇話会（第1回）	<ul style="list-style-type: none">・自主財源導入の可否・名護市宿泊税の制度設計（案）・名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）
令和7年10月8日	名護市宿泊税導入検討庁内委員会（第2回）	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税使途の方向性（案）・名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）
令和7年10月27日	名護市宿泊税導入検討懇話会（第2回）	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税使途の方向性（案）・名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）・名護市宿泊税条例（案）
令和7年11月13日	名護市宿泊税導入検討庁内委員会（第3回）	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税条例（案）・名護市宿泊税制度設計（修正案）・名護市宿泊税導入に係るパブリックコメント（案）
令和7年11月17日	名護市宿泊税導入検討懇話会（第3回）	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税条例（修正案）・名護市宿泊税制度設計（修正案）・名護市宿泊税導入に係るパブリックコメント（案）

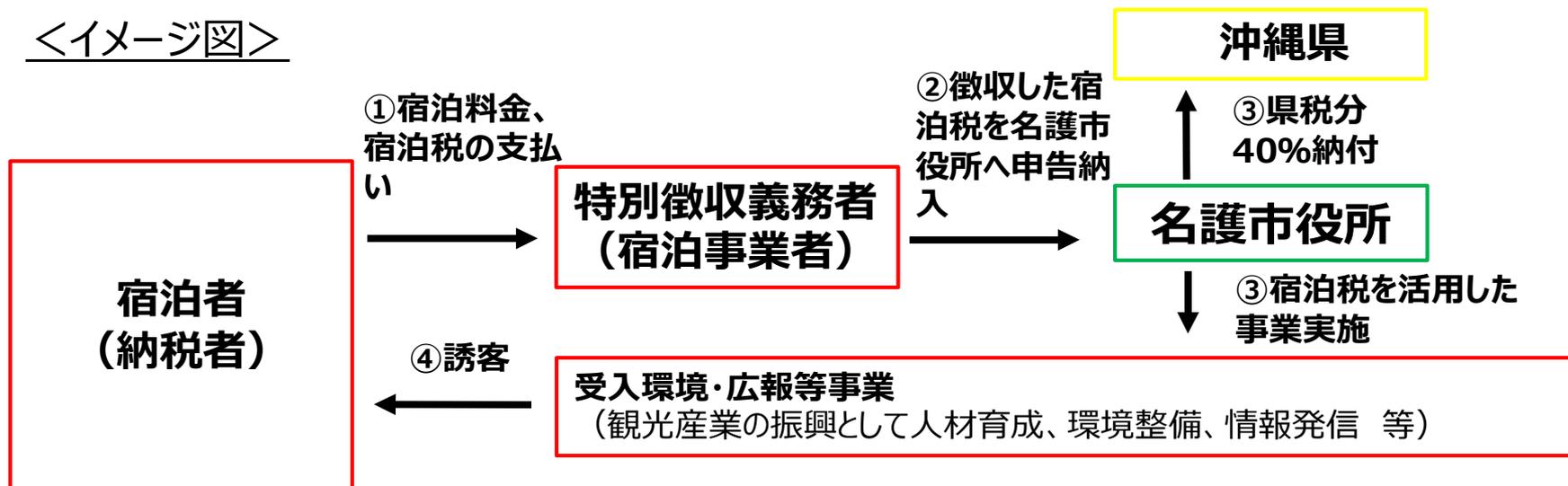
2. 宿泊税とは

宿泊税は、特別徴収義務者※1（該当する宿泊事業者）が宿泊客から、宿泊料金に応じて徴収する法定外目的税となります。

その後、特別徴収義務者が名護市役所に、徴収した税を申告納入し、観光産業の発展に関する事業に充当することとなります。

- ※1：① 旅館業法に定める旅館業を営む施設
（旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業）
② 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設
（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業）
③ ①及び②に関わらず、市長は必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

<イメージ図>



3. 名護市宿泊税導入の背景と必要性

名護市観光課にて、令和7年3月、観光産業の回復・発展を目的として、「第3次名護市観光振興基本計画」を策定いたしました。本計画に定めている基本理念の基、「満足度の高い観光」、「観光による地域経済の活性化」、「将来を担う観光人材の増加」を実現するため、各基本方針に基づき各施策を実施していくこととしております。

また、「ジャングリア沖縄」の開業や（公財）名護市観光協会、市内観光事業者等による、継続的な観光振興による取り組みの影響もあり、益々本市の観光産業が注目され、観光客が増加すると見込んでおります。観光客数の増加に伴い、交通渋滞、人材不足など市民生活への懸念や観光客の受入体制が十分ではなく、機会損失をまねくことが考えられます。

このような諸課題に対応し、訪れる人、働く人、暮らす人から選ばれ続ける観光都市として発展していくためには、安定的、継続的な財源の確保が必要であると考えております。

<参考資料>

- ・令和4年→令和5年（278,435人増）
- ・令和5年→令和6年（201,546人増）

令和6年名護市年間観光客入込数過去10年の入込客数推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
観光施設入込客数	4,432,579	4,362,581	4,996,774	5,126,833	4,935,538	2,347,448	1,653,392	2,169,263	3,141,894	3,996,363
宿泊施設入込客数	1,249,720	1,270,650	1,316,043	1,333,137	1,281,083	583,478	440,926	537,058	815,493	1,017,039
イベント集客数	265,272	326,535	241,461	201,380	246,373	162,415	351	30,773	269,844	291,434
外国人入込客数(名護市)		825,408	936,142	1,287,615	1,524,256	62,271	20,316	28,562	291,571	395,526
合計(名護市)	5,947,571	5,959,766	6,554,278	6,661,350	6,462,994	3,093,341	2,094,669	2,737,094	4,227,231	5,304,836
沖縄県入込(参考)	7,763,000	8,613,100	9,396,200	9,847,700	10,163,900	3,736,600	3,016,700	5,697,800	8,235,100	9,668,800

- ・令和4年→令和5年（1,490,137人増）
- ・令和5年→令和6年（1,077,605人増）

3. 名護市宿泊税導入の背景と必要性

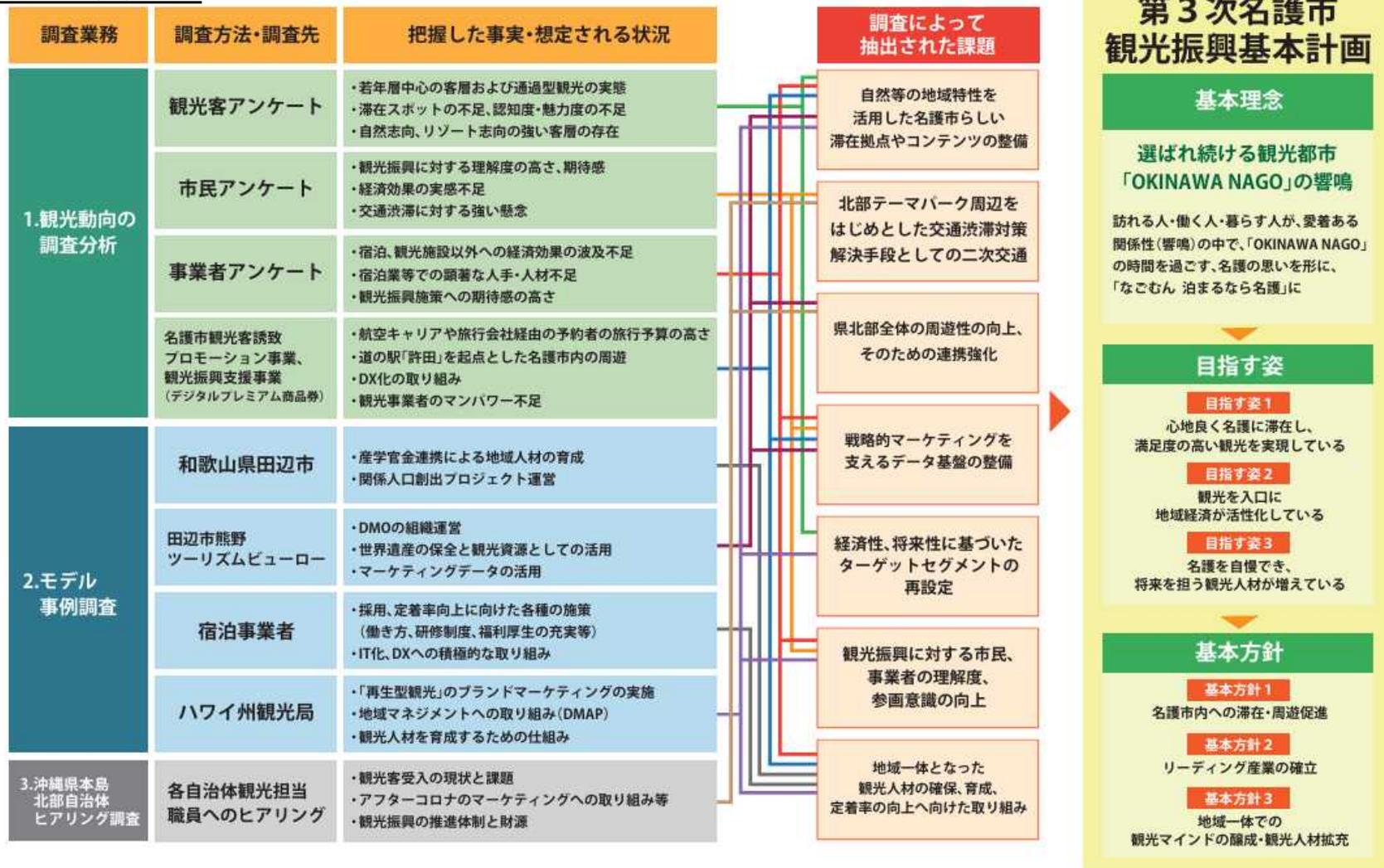
名護市の宿泊税導入の必要性を以下のとおり示しております。

1. 課題 ※令和5年度調査	<ul style="list-style-type: none">・自然等の地域特性を活用した名護市らしい滞在拠点やコンテンツの整備・北部テーマパーク周辺をはじめとした交通渋滞対策解決手段としての二次交通・県北部全体の周遊性の向上、そのための連携強化・戦略的マーケティングを支えるデータ基盤の整備・経済性、将来性に基づいたターゲットセグメントの再設定・観光振興に対する住民、事業者の理解度、参画意識の向上・地域一体となった観光人材の確保、育成、定着率の向上へ向けた取り組み
2. 課題解決のための取り組み (案)	<ul style="list-style-type: none">・観光誘客に向けた情報発信の充実・観光誘客に向けた受入体制の充実・観光事業者に対する支援・観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり・観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実・地域住民に対する観光振興への理解促進・観光人材の確保・育成・定着に向けた産官学連携
3. 取り組みの成果 (KPI)	<p>・平均消費額増加、入込客数増加 (宿泊施設、観光施設、イベント)、平均立寄箇所数増加、平均泊数増加、経済効果の実感値向上 (観光事業者)、市内観光事業者 (従業員) の満足度向上、経済効果の実感値向上 (市民)</p>
4. 達成しうる目標	<p>(第3次名護市観光振興基本計画)</p> <ul style="list-style-type: none">・「満足度の高い観光の実現」、「地域経済の活性化」、「将来を担う観光人材の増加」 <p>(次期総合計画・戦略)</p> <ul style="list-style-type: none">・「やりたい仕事を見つけやすい」、「適切な収入を得るための機会がある」
5. 達成しうる目標の成果 (KGI)	<p>(第3次名護市観光振興基本計画)</p> <ul style="list-style-type: none">・観光客の満足度向上、観光消費額増加、市民の観光に対する好ましさ向上、市内観光事業者の雇用者数増加

3. 名護市宿泊税導入の背景と必要性

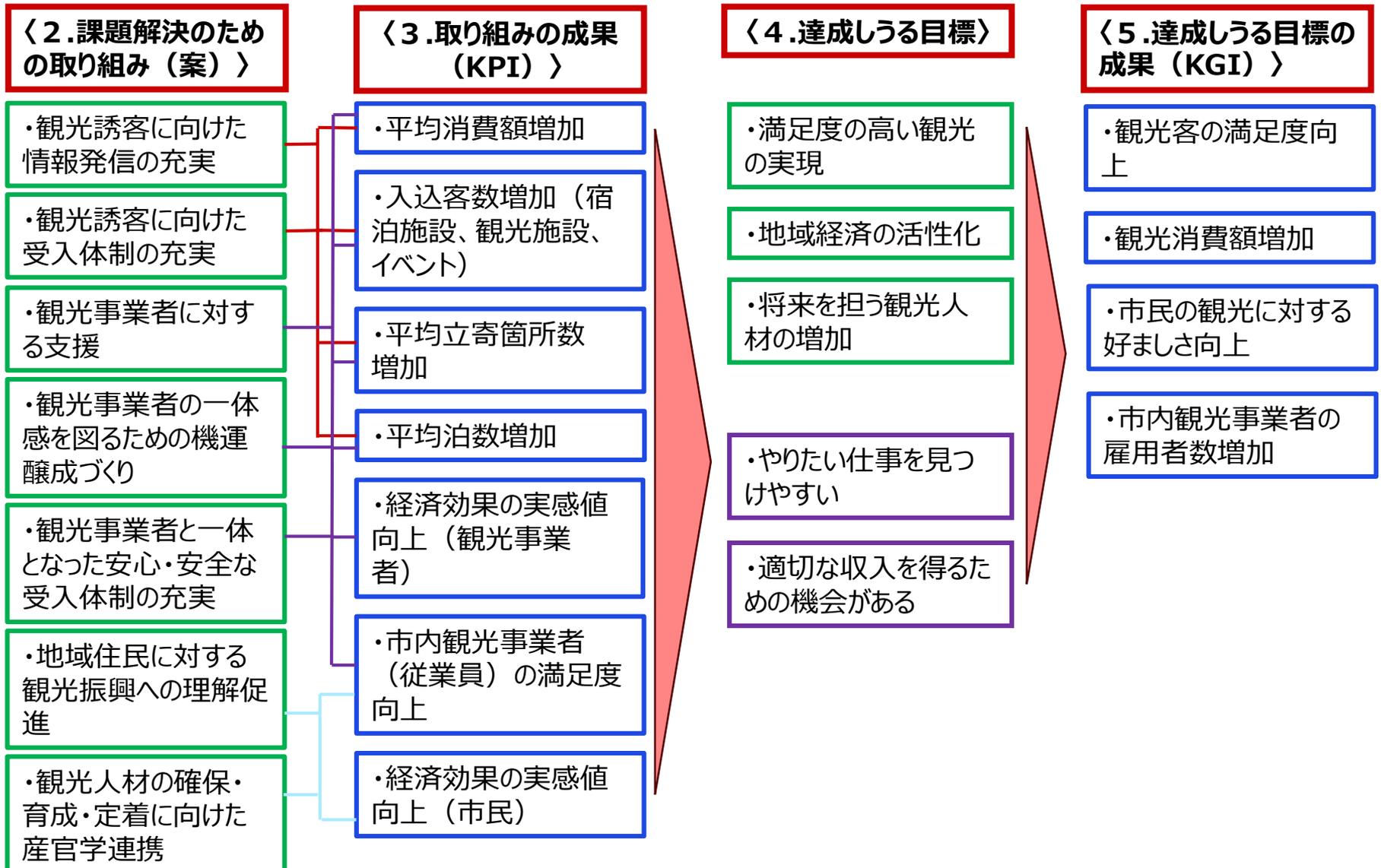
第3次名護市観光振興基本計画策定に伴い、令和5年度に観光客、市民、事業者を対象としたアンケート調査、事例調査等を行い、各課題を抽出し、本市観光の方向性を以下のとおり示しております。

<イメージ図 1>



3. 名護市宿泊税導入の背景と必要性

<イメージ図2>



4. 名護市宿泊税制度設計（案）

項目	具体的内容
税の名称	宿泊税
税導入の目的	名護市は、訪れる人、働く人、暮らす人から選ばれ続ける観光都市の実現に向け、観光産業の発展に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。
想定される税収の使途	<ol style="list-style-type: none"> (1) 観光誘客に向けた情報発信の充実 (2) 観光誘客に向けた受入体制の充実 (3) 観光事業者に対する支援 (4) 観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり (5) 観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実 (6) 地域住民に対する観光振興への理解促進 (7) 観光人材の確保・育成・定着に向けた産官学連携 (8) 徴税コスト
課税客体	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊
納税義務者	名護市内の宿泊施設における宿泊者
徴収方法	宿泊施設の経営者、その他宿泊税の徴収の便宜を有する者による特別徴収
課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）において教育を受ける幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらを引率する者が当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（学生等が在籍する学校の校長又は園長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊 ・学生等又はこれらを引率する者が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会（教育活動又はこれに類するものに限る。）に参加するために宿泊する場合（規則で定める者がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
税率	定率2%（ただし、税額2,000円を上限とする。） ※県と併せて宿泊税を課すため、市税1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする）、県税：定率0.8%（ただし、税額800円を上限とする。）
税収規模試算	約3.6億円（市税）※約2.4億円（県税）、合計 約6億円（市税、県税）

5. 名護市宿泊税収試算

名護市の宿泊税収額は、約3.6億円を見込んでおります。

<算出方法①>

No	税率区分	宿泊料金	部屋数	価格帯シェア (%)	宿泊者数 (見込み) (人)
1	1.2 %	5,000円未満	28	1	8,613
2		5,000～9,999円	190	6	58,446
3		10,000円～19,999円	1,104	37	339,602
4		20,000円～29,999円	261	9	80,287
5		30,000円～39,999円	819	27	251,933
6		40,000円～49,999円	0	0	0
7		50,000円以上	601	20	184,874
合計			3,003	100	923,755

※当該税収額について、今後、変更になる可能性がございます。

5. 名護市宿泊税収試算

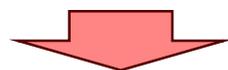
名護市の宿泊税収額は、約3.6億円を見込んでおります。

<算出方法②>

No	項目	税収見込み額	
1	最大税収	460,705,978 円	約4.6億円
2	平均税収	362,983,128 円	約3.6億円
3	最小税収	265,252,217 円	約2.6億円

<試算の考え方>

- ①令和5年度に実施した「本市観光客アンケート調査結果」を参考に、施設ごとの宿泊平均単価を算出。
 - ②令和7年6月、沖縄県が公表している、「令和6年宿泊施設実態調査結果」の施設数を参考に価格帯シェアを算出。
 - ③②及び令和7年4月、本市が公表している、「令和6年名護市月別観光客入込数推移」の令和6年宿泊施設入込客数をもとに宿泊者数（見込み）を算出。
 - ④宿泊料金の価格帯別ごとに、「最大税収」、「平均税収」、「最小税収」に分け算出し、本市の税収額について、中央値である「平均税収」を採用した。
- ※計算方法：宿泊平均単価（①）×宿泊者数（見込み）（③）×1.2%（税率）



※県と併せて宿泊税を課すため、市町村税と県税の比率は3（60%）、2（40%）となります。

名護市宿泊税収額：3（60%） （円）	沖縄県宿泊税収額：2（40%） （円）	合計（市税+県税）
約3.6 億円	約2.4 億円	約6 億円

※当該税収額について、今後、変更になる可能性がございます。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

目的

名護市は、訪れる人、働く人、暮らす人から選ばれ続ける観光都市の実現に向け、観光産業の発展に関する施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

使途の基本的な考え ※3つの要件に該当すること

- ・名護市観光振興基本計画の取り組みテーマに基づいた取り組みへの充当。
- ・観光産業の発展に関する、新たな取り組みや拡充する取り組み、中長期的に実施する必要がある取り組みへの充当。
- ・納税者に利益が還元される取り組みへの充当。

留意事項

- ・令和8年度に、使途事業の内容、税収の充当額（配分）、事業の優先順位等を検討する。

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

想定される税収の使途として、使途の基本的な考え方である、「名護市観光振興基本計画の取り組みテーマに基づいた取り組み」として、第3次名護市観光振興基本計画で示している取り組みテーマを記載しております。

想定される税収の使途 ※第3次名護市観光振興基本計画の取り組みテーマを基に記載	(1) 観光誘客に向けた情報発信の充実
	(2) 観光誘客に向けた受入体制の充実
	(3) 観光事業者に対する支援
	(4) 観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり
	(5) 観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実
	(6) 地域住民に対する観光振興への理解促進
	(7) 観光人材の確保・育成・定着
想定される税収の使途	(8) 徴税コスト

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目 ※第3次名護市観光振興基本計画の取り組みテーマを基に記載	使途内容（案）例 ※第3次名護市観光振興基本計画の取り組み内容およびアクションプランの内容を参考に記載
(1) 観光誘客に向けた情報発信の充実	①名護ならではのツーリズムの醸成・推進 ②各種チャネルの活用および他機関と連携したプロモーション活動の実施 等
(2) 観光誘客に向けた受入体制の充実	①観光客の利便性向上を図るインフラの整備 ②スポーツコンベンションの推進 等
(3) 観光事業者に対する支援	①戦略的マーケティングの実施に向けた環境構築および有益情報の提供 ②観光コンテンツの充実・開発・支援 等
(4) 観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり	①選ばれ続ける観光都市「OKINAWA NAGO」としての地域ブランドの確立・推進 等
(5) 観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実	①持続可能な観光地としてのオーバーツーリズム対策および観光危機管理体制の構築 等
(6) 地域住民に対する観光振興への理解促進	①地域住民に対してリーディング産業の確立に向けた認知定着を図るための情報発信 ②地域住民に対して観光事業者・観光コンテンツの利用促進に向けた情報発信 等
(7) 観光人材の確保・育成・定着	①観光産業の国内外の人材獲得に向けた誘致・採用活動の実施 ②観光産業を支える観光人材の育成・強化活動の実施 等
使途項目	使途内容（案）例
(8) 徴税コスト	①税システム改修費、課税・徴収事務経費、制度の周知・広報費、特別徴収義務者への事務補助費 等 ※沖縄県及び先行導入する5市町村（本部町、恩納村、北谷町、石垣市、宮古島市※順不同）の動向を踏まえ検討いたします。

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目	(1) 観光誘客に向けた情報発信の充実
使途内容（案）例	①名護ならではのツーリズムの醸成・推進
具体的な使途内容（案）例	ア) 海や山、川等の自然や豊かな食文化、豊年祭といった伝統文化等を生かしたツーリズムの醸成・推進 等
使途内容（案）例	②各種チャネルの活用および他機関と連携したプロモーション活動の実施
具体的な使途内容（案）例	ア) 名護市観光協会公式ホームページ「なごむん」を活用し、名護市の魅力や旅に役立つ情報等の発信 イ) SNS、ラジオ等のチャネルを活用したプロモーションの実施 ウ) 情報発信ツールの見直し、改善（機能強化）における調査の実施 等

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目	(2) 観光誘客に向けた受入体制の充実
使途内容（案）例	①観光客の利便性向上を図るインフラの整備
具体的な使途内容（案）例	ア) 多言語化の整備（多言語看板の設置や、サイトの多言語化等） イ) 交通渋滞緩和に向けた二次交通対策（パークアンドライド、混雑状況の可視化、宿泊者向けの周遊バス運行等） ウ) 街路環境保全美化整備 エ) 公衆トイレの整備・維持管理 オ) 観光事業者の業務効率改善として、DX化（キャッシュレス決済、チェックインの自動化等） カ) 観光協会の組織強化 キ) 市街地の活性化等のまちづくり ク) 宿泊者の救急搬送サービス 等
使途内容（案）例	②スポーツコンベンションの推進
具体的な使途内容（案）例	ア) スポーツキャンプ等における受け入れ体制の充実 等

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目	(3) 観光事業者に対する支援
使途内容（案）例	①戦略的マーケティングの実施に向けた環境構築および有益情報の提供
具体的な使途内容（案）例	ア) オープンデータ、人流データ等の利活用に向けた事業者専用ページの構築（見直し）、登録・活用促進 イ) オープンデータ、人流データ、なごむん等から得たデータを活用し、経済性、将来性に基づいたターゲットセグメントの再設定と戦略的マーケティングへの反映・活用促進 ウ) 戦略的マーケティングを活用した各種プロモーションの連携 等
使途内容（案）例	②観光コンテンツの充実・開発・支援
具体的な使途内容（案）例	ア) 既存のコンテンツ（イベント等）の拡充、改善対応 イ) 新規のコンテンツ（雨天時のコンテンツ、ナイトコンテンツ等）開発や開発に伴う支援 等

使途項目	(4) 観光事業者の一体感を図るための機運醸成づくり
使途内容（案）例	①選ばれ続ける観光都市「OKINAWA NAGO」としての地域ブランドの確立・推進 等
具体的な使途内容（案）例	ア) 地域ブランドのブランディング計画およびガイドラインの策定・実行（ブランディングを図るターゲットの設定、ブランドアイデンティティの整理や発信方法の検討など）等

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目	(5) 観光事業者と一体となった安心・安全な受入体制の充実
使途内容（案）例	①持続可能な観光地としてのオーバーツーリズム対策および観光危機管理体制の構築
具体的な使途内容（案）例	ア) 観光地の負荷軽減に対する取り組み（交通渋滞、ゴミ問題、騒音トラブル等） イ) 観光危機管理マニュアルの策定・実行 ウ) ユニバーサルツーリズム（年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して楽しめる旅行）における取り組み 等

使途項目	(6) 地域住民に対する観光振興への理解促進
使途内容（案）例	①地域住民に対してリーディング産業の確立に向けた認知定着を図るための情報発信 ②地域住民に対して観光事業者・観光コンテンツの利用促進に向けた情報発信
具体的な使途内容（案）例	ア) 観光産業がもたらす経済波及効果（観光消費額）等の情報発信 イ) 市民のひろば、SNS、ラジオ等のチャネルを活用したプロモーションの実施 ウ) 市内におけるプロモーション活動の実施 等

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税の使途イメージ〉

使途項目	(7) 観光人材の確保・育成・定着
使途内容（案）例	①観光産業の国内外の人材獲得に向けた誘致・採用活動の実施
具体的な使途内容（案）例	ア) 観光事業者や高等教育機関等と連携した、就職説明会の開催 イ) 他機関が実施する採用活動セミナー等への参加促進 等
使途内容（案）例	②観光産業を支える観光人材の育成・強化活動の実施
具体的な使途内容（案）例	ア) 高等教育機関等と連携した課外授業の実施 イ) 高等教育機関等と連携した、イベントでのインバウンド対応、観光コンテンツ開発やプロモーション等の実施 ウ) 観光デジタル人材育成セミナー、情報発信に関するセミナー等の実施 エ) 地域ガイドの育成 オ) 観光に関する学習教材本や観光の魅力を掲載したパンフレットの発行配布等
使途項目	(8) 徴税コスト
使途内容（案）例	①税システム改修費、課税・徴収事務経費、制度の周知・広報費、特別徴収義務者への事務補助費 等
具体的な使途内容（案）例	※具体的な内容については、県や先行導入する5市町村の動向を踏まえ検討いたします。

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

6. 名護市宿泊税使途の方向性（案）

〈名護市宿泊税使途のプロセスイメージ〉

令和
9年度

①庁内関係課、（公財）名護市観光協会等へ宿泊税を充当する事業の照会

②提出された事業計画書等を基に、関係機関へヒアリング

③使途事業検討の場として、（仮称）名護市宿泊税使途検討庁内委員会へ意見を伺う

④使途事業検討の場として、（仮称）名護市宿泊税使途検討懇話会へ意見を伺う

⑤予算案を作成し、庁内関係課との調整

⑥庁議に諮る

⑦議会へ関係予算上程・議決

令和
10年度

⑧宿泊税充当事業の実施

⑨事業の進捗確認

⑩事業終了後に提出された報告書等の確認

令和
11年度

⑪評価検証、各事業内容を市ホームページ等にて可視化

※上記は、あくまでも現段階で想定している使途の方向性（案）であり、令和8年度に予定している委員会等や、税導入後、毎年度の予算編成の中で各事業を検討し、委員会等や議会での議決を経た上で決定することになります。

7. 名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）

<令和7年度>

月	取り組み内容
8月～2月	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税導入検討庁内委員会（3～4回予定）・名護市宿泊税導入検討懇話会（3～4回予定）
9月～1月	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税条例（案）作成・検察庁協議
12月～1月	<ul style="list-style-type: none">・宿泊税導入に係るパブリックコメントの実施・特別徴収義務者に該当する宿泊事業者を対象とした説明会の開催
3月 (222回定例会)	<ul style="list-style-type: none">・名護市宿泊税条例（案） 議会上程
議会可決後	<ul style="list-style-type: none">・総務大臣協議開始

7. 名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）

<令和8年度～令和9年度>

年月	取り組み内容
令和8年 4月～6月	・総務大臣協議・同意期間（約3カ月程度）
令和8年7月～ 令和9年4月 （総務大臣同意後）	・市内（市民）、観光客、宿泊事業者、関係機関等への周知期間 ・周知に係る広報物作成・配布
令和8年7月～ 令和9年4月	（特別徴収義務者関連） ・特別徴収義務者登録申請 ・徴収に係るマニュアル作成 ・特別徴収義務者を対象とした説明会の開催
令和8年7月～ 令和9年4月	・（仮称）名護市宿泊税条例施行規則の制定 ・（仮称）宿泊税使途要綱等の制定 ・（仮称）名護市宿泊税導入庁内委員会の開催 ・（仮称）名護市宿泊税導入外部懇話会の開催
令和8年9月 （224回定例会）	・（仮称）名護市宿泊税基金条例（案） 議会上程

7. 名護市宿泊税導入に係るスケジュール（案）

<令和9年度～>

年月	取り組み内容
令和9年5月～	・名護市宿泊税徴収開始・運用
令和9年5月～ 令和9年6月	・庁内関係課、（公財）名護市観光協会等へ宿泊税を充当する事業の照会
令和9年7月	・宿泊税を充当する事業に関する関係機関へのヒアリング
令和9年8月～ 令和9年10月	・（仮称）名護市宿泊税使途検討庁内委員会及び（仮称）名護市宿泊税使途検討懇話会にて、宿泊税を活用し実施する事業について意見を伺う
令和9年11月～	・予算案を作成し、庁内関係課との調整 ・庁議に諮る ・関係予算上程・議決
令和10年4月～	・宿泊税を充当する事業に関する関係機関との申請手続き ・事業の実施、進捗管理 ・実績報告手続き、評価検証、各事業内容を市ホームページ等にて可視化 等